

議案第17号

愛西市介護保険条例の一部改正について

愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、介護保険料の額を改定する等のため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例

愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「28,800円」を「30,600円」に改め、同項第2号中「34,500円」を「36,700円」に改め、同項第3号中「37,400円」を「39,700円」に改め、同項第4号中「48,900円」を「52,000円」に改め、同項第5号中「57,600円」を「61,200円」に改め、同項第6号中「69,100円」を「73,400円」に改め、同号ア中「いう。）」の次に「(租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「74,800円」を「79,500円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「86,400円」を「91,800円」に改め、同号ア中「190万円以上290万円」を「200万円以上300万円」に改め、同項第9号中「92,100円」を「104,000円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第10号中「100,800円」を「110,100円」に改め、同項第11号中「106,500円」を「113,200円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「26,000円」を「27,600円」に改める。

第17条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛西市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。